

保育料について



- 「幼児教育・保育の無償化」が開始され、これにより、3歳児～5歳児クラスに限り、毎月お支払いいただく月額保育料が0円となります。

従来の制度では、主食費は実費負担とし、副食費は保育料の一部に含まれておりました。保育料の無償化後も、給食費（主食費・副食費）は実費をご負担いただくこととなります。（給食費の金額は施設により異なります。）

また、その他にお支払いいただいている延長保育料、教材費、行事費などは、従来と同様にご負担をいただくこととなります。

- 2歳児クラス以下については、従来どおり所得に応じて保育料がかかります。2歳児クラスのお子様のうち、3歳のお誕生日を迎えた場合も、同様に保育料がかかりますのでご注意ください。

（1）保育所はみなさまのご負担で運営しています

認可保育施設は、保護者のみなさまからの保育料と国・県・海老名市の負担により運営されています。みなさまからの正しい納付がない場合は、施設の運営や市のほかの事業に大きく影響しますので、期限内の納付にご協力をお願いします。

（2）保育料の算定方法

海老名市にお住まいの方の保育料は、通園先にかかわらず、お子さまの年齢と保護者の所得により海老名市が決定します。保護者の方の市（区町村）民税額の計により算定します。

なお、計算に使う市民税額は、毎年、6月ごろに勤務先から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」又は確定申告をされた際などに郵送される「市民税・県民税税額決定・納税通知書」中の「市民税」「所得割額」欄から、目安を知ることができます。

※ 所得割額が0円のときは、均等割額の有無を確認します。

※ ふるさと納税をはじめとする寄付金控除や住宅ローン控除などの税控除を受けられているときは、計算方法が変わりますので、あくまで目安とお考えください。

（3）保育料の算定に必要な資料

保育料は保護者（基本的には父母）の市区町村民税額を基に算定しています。海老名市に住民登録がある方は、市で課税額を確認させていただくため、書類は不要です。

転入の方、単身赴任中の方など、保護者の状況に応じ、マイナンバーの届出が必要です。

※ 課税証明書等、市町村民税額がわかる書類の提出が必要となる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

※ 入所後も所得が確認できる資料の提出がない場合は、保育料が最高階層にて決定されますのでご承知おきください。資料の提出後、改めて保育料を算定いたします。

（4）保育料の決定時期

保育料は、入所が決定した時に同時に決定します（4月入所の場合は、保育料は追ってお知らせします。）。

なお、4～8月分の保育料は前年度、9～3月分の保育料は当該年度の市区町村民税額を基に決定します。このため、年度途中で保育料が変更される場合があります。

また、年齢の区分については、4月初日の前日（3月31日）を基準としますので、誕生日を迎え、認定区分が変わっても年度途中で変わることはありません。

(5) 兄弟・姉妹で入所しているときは

同時に保育所等（※）に入所中の児童が2名いる場合、2人目の児童の保育料は半額、3名以上いる場合、3人目以降の児童の保育料は無料です。

※ 保育所等・・・認可保育所、地域型保育施設、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援センター

(6) 保育料の軽減措置について

世帯の市区町村民税合算額が57,700円未満（保育料表中階層がC～D5の一部）の場合や、ひとり親の世帯・障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯等で、世帯の市区町村民税合算額が77,101円未満（保育料表中階層がC～D7の一部）の世帯の場合は、多子軽減の年齢制限が撤廃され、保育料が軽減される可能性があります。

また、未婚のひとり親家庭に対し、死別、離婚によるひとり親家庭と同様に市民税額が控除されたとみなし保育料を算定します。詳細はお問い合わせください。

(7) 保育料の納入方法

ア 認可保育所（市外の公立保育所を除く。）の場合

毎月1日現在において保育所に在所している場合は、登園日数に関わらず当該月分の保育料をお支払いください。口座振替での納入をお願いします。

海老名市内の金融機関または市役所の窓口にて用意してある「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印の上、納期限の45日前までに、お取引先の金融機関に提出してください。保育料の引落しは当月末日です。引落日が土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日に引き落とします。手続きが済むまでは、「納付書」をお渡しします。金融機関やコンビニの窓口でお支払いください。

イ 市外の公立保育所の場合

保育料は市が決定しますが、納入先は施設を運営する市区町村です。納入方法については、施設を運営する市区町村にお問い合わせください。

ウ 認定こども園、地域型保育事業の場合

保育料は市が決定しますが、納入先は各施設です。納入方法については、施設にお問い合わせください。

(8) 保育料を滞納した場合

保育料を納期限までに納付しない場合は督促状を発送します。大至急納付をお願いします。

※ 督促状発送後も納付確認がとれない場合には、児童福祉法の規定に基づき、地方税の滞納処分の例に従い処分することがあります。

(9) 保育料の変更

結婚（事実婚を含む。）や離婚等によって保護者に変更があった場合や、修正申告等により市民税額が変更となった場合、生活保護法による保護を受けることになった場合、同居の家族構成に変更があった場合などは、保育料が変更になることがありますので、海老名市保育・幼稚園課まで申し出てください。

(10) 保育料の減額・免除

児童の病気等によって、1月あたりの欠席日数が連続して月の半分以上であった場合、保育料が減免される場合があります。海老名市保育・幼稚園課までご相談ください。

なお、里帰り出産など、保護者の事由により欠席する場合には対象となりませんので、ご注意ください。

